

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 7 年 3 月 1 8 日

経済産業省

九州経済産業局長 星 野 光 明 殿

佐々町長職務代理者

佐々町副町長 中村 義治
(公印省略)

中小企業等経営強化法第 4 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の
同意を得たいので協議します。

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

佐々町は、九州の西、長崎県の北部に位置し、佐々谷と呼ばれる縦谷において、町の中央を北東から南へ延長 21.9 メートルの佐々川が流れる自然に恵まれた町であり、大正から昭和にかけては炭鉱産業で大いに繁栄した歴史がある。

長崎県内で人口が低下している中、佐々町の人口は令和 2 年度の国勢調査において、人口 13,912 人、世帯数 5,405 世帯と、前回の国勢調査と比較して若干増加している。

産業においては、令和 2 年における第 1 次産業は 4.7%、第 2 次産業は 26.3%、第 3 次産業は 69.0%となっており、全国及び長崎県と比べ第 1 次産業の割合が低く、第 2 次産業の割合が高く、第 3 次産業の割合は同程度の比率となっている。農業においては、中山間地域が多くを占めており、水稻を中心とした畜産、施設野菜、露地野菜等を組み合わせた複合経営が主となっている。製造業においては、平成 8 年度の工業団地における企業誘致の効果によって、製造品出荷額が年々増加している状況である。

しかし、生産年齢人口においては、平成 17 年以降減少している。割合も 55.1%と全国平均を下回っており、人手不足が発生している。このことは、佐々町が佐世保市に隣接し、恵まれた広域交通インフラ、魅力ある農産品等を有している県内有数の需要拡大が見込める地域でありながらも、現状のままでは労働力不足を原因として、商工業者の生産能力が向上しないため、需要拡大による景気向上機会を逸する未来を示唆している。また、商工業者の高齢化に伴う後継者不足、設備の老朽化も深刻な問題である。

生産年齢人口の減少においては長期的な課題であり早急な改善は困難だが、設備投資により短期的にこの機会を景気向上につなげることができる。つまり、技術革新に対応した最新設備導入を促進することで、生産工程を改善し少ない人員で高い生産性を達成させることができる。

社会環境の変化に対応した生産能力を各事業者 zu 装備させることで、中小企業の経営基盤の強化を図り、佐々町商工業者の持続的発展を目指す。

(2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業者の投資を促すことで、経済発展を目指す。具体的な目標として、先端設備等導入計画の認定数は年 3 件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関

する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上の向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

先端設備等の種類については、様々な業種及び事業の要望に対応できるように、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等、全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

対象地域については、本町における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画の対象地域は、佐々町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種・事業については、本町の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、対象業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は国が同意した日から2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間から3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。
- ② 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。
- ③ 町税を滞納していないこと。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。